

第597回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和4年11月24日（木）

午後2時から

場所：茨城県三の丸庁舎3階共用会議室A

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 しらすうなぎ特別採捕許可について（諮問）

第2号議案 東京都知事免許（江戸川）における内水面漁場計画について（諮問）

6 報告事項

（1）涸沼におけるヤマトシジミの調査報告

7 その他

8 閉 会

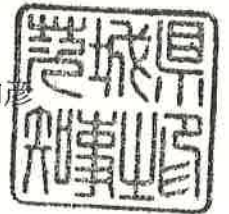
漁諮問第 10 号

茨城県内水面漁場管理委員会

しらすうなぎの特別採捕について、別紙のとおり許可したいので、茨城県内水面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 74 号）第 41 条第 9 項の規定により意見を求める。

令和 4 年 11 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦



別 紙

諮 問 の 内 容

- 1 許可申請者
 茨城県神栖市波崎新港 9 番地 はさき漁業協同組合 代表理事組合長 才賀 正紀
 茨城県神栖市日川 3744 番地 常陸川漁業協同組合 代表理事組合長 多田 悦章
- 2 許可の理由
 増養殖用種苗供給のため
- 3 許可の内容

許可をしようとする者	はさき漁業協同組合	常陸川漁業協同組合
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 ・第 30 条第 1 項第 4 号（漁具制限：ふくろ網） ・第 33 条（全長制限） ・第 35 条（目合制限）	茨城県内水面漁業調整規則 ・第 30 条第 1 項第 1 号（漁具制限：ひき網） ・第 33 条（全長制限） ・第 36 条（漁具使用期間制限：火光利用すくい網） ・第 37 条第 2 項（禁止区域）
採捕する水産動植物の種類及び数量	しらすうなぎ 6,000 kg 以内	しらすうなぎ 200 kg 以内
採捕の区域	茨内共第 1 号共同漁業権の漁場区域	茨内共第 2 号共同漁業権の漁場区域
使用漁具及び漁法	ふくろ網のうち掛ぶくろ網 47 ヲ統	ひき網 16 ヲ統 すくい網のうち火光利用すくい網 50 ヲ統
採捕に従事する者の住所及び氏名	46 名	ひき網 15 名 すくい網 49 名
使用船舶	46 隻	42 隻
許可期間	令和 4 年 12 月 1 日から 令和 5 年 4 月 30 日まで	令和 4 年 12 月 1 日から 令和 5 年 4 月 30 日まで

4 制限又は条件

- (1) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、顔写真を貼付した別記様式第1号の特別採捕従事者証（以下「従事者証」という。）を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前号の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。
- (4) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (7) 採捕従事者又は採捕補助者（以下「採捕従事者等」という。）が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (8) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (9) 国内全ての養殖場におけるにほんうなぎ池入量が国告示の上限数量に達し、国よりしらすうなぎの採捕を停止する措置を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (10) 掛ぶくろ網1張りの規模は、袖網の片袖が仕立上がり全長18メートル以内、ふくろ網の仕立上がりが全長9.5メートル以内とし、5張りをもって1カ統とする（はさき漁業協同組合の許可に対する漁具の制限）。
- (11) ひき網1カ統の規模は、仕立上がり全長10メートル以内のものとし、網口枠は縦1.5メートル、横4.5メートル以内のものとする。（常陸川漁業協同組合の許可に対する漁具の制限）。

様式第2号

	30cm
	(反射テープ)
30 cm	茨 鯪
	第 ○○ 号
	茨 城 県
	(反射テープ)

令和 年度 ○○○特別採捕従事者証

- 1 従事番号 第 号
- 2 使用漁具及び統数
- 3 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数
(4) 推進機関の種類及び馬力数
- 4 採捕従事者及び採捕補助者

	住 所	氏 名	年 齢 性 別	写 真
採捕従事者				
採捕補助者				

- 5 採捕の区域
- 6 採捕従事期間
- 7 採捕従事条件
 - (1) 採捕従事者は、特別採捕に際しては採捕従事者証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕に際しては、船舶の航行を妨害してはならない。
 - (3) 採捕従事者又は採捕補助者が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
 - (4) 採捕する場合には、別記様式第 2 号のゼッケンを着用しなければならない。

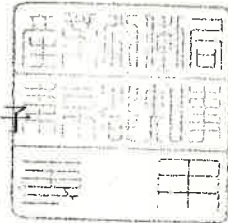
茨城県内水面漁場管理委員会

江戸川における共同漁業権の免許の内容等の事前決定をするので、漁業法 67 条第 2 項で準用する同法第 64 条第 4 項の規定に基づき下記について貴委員会の意見を求めます。

令和4年11月14日

東京都知事

小池 百合子



記

- 1 漁業種類
- 2 漁場の位置及び区域
- 3 漁業の時期、その他免許の内容たるべき事項
- 4 制限及び条件
- 5 免許予定日
- 6 申請期間
- 7 関係地区

別紙3のとおり



第十一 公示番号 内共第十一号

一 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	えむし漁業	同上
第五種共同漁業	こい漁業	同上
	ふな漁業	同上
	うなぎ漁業	同上

(二) 漁場の位置 江戸川区及び葛飾区の各地先

埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、同郡杉戸町、春日部市及び幸手市の各地先

千葉県浦安市、市川市、松戸市、流山市及び野田市の各地先

茨城県猿島郡五霞町地先

(三) 漁場の区域 次の基点第二十八号と基点第二十九号とを結ぶ線から基点第三十号と基点第三十一号とを結ぶ線までの江戸川の本流、基点第三十二号と基点第三十三号とを結ぶ線より上流の旧江戸川の区域及び千葉県野田市関宿町地先の江戸川左岸の高水敷内から江戸川の本流に流入する水路の各区域

基点第二十八号 千葉県市川市稲荷木行徳可動堰上流端（江戸川左岸）

基点第二十九号 千葉県市川市河原行徳可動堰上流端（江戸川右岸）

基点第三十号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川左岸）

基点第三十一号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川右岸）

基点第三十二号 千葉県浦安市富士見三丁目東京電力送電線鉄塔（旧江戸川左岸）

基点第三十三号 江戸川区南葛西七丁目旧向卯水門跡（旧江戸川右岸）

二 制限又は条件 茨城県猿島郡五霞町の関宿水閘門堰堤下流端から下流百メートルの区域においては、網漁具の使用をしてはならない。

三 免許予定日 令和五年九月一日

四 申請期間 令和五年五月一日から同年六月三十日まで

五 関係地区

墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区

埼玉県三郷市、幸手市、吉川市、北葛飾郡杉戸町、同郡松伏町及び春日部市

千葉県市川市、松戸市、野田市、流山市及び浦安市

茨城県猿島郡五霞町

六 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

漁場図

免許番号
漁場の位置

内共第11号

東京都江戸川区及び葛飾区の各地先

埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、春日部市、北葛飾郡杉戸町及び幸手市の各地先

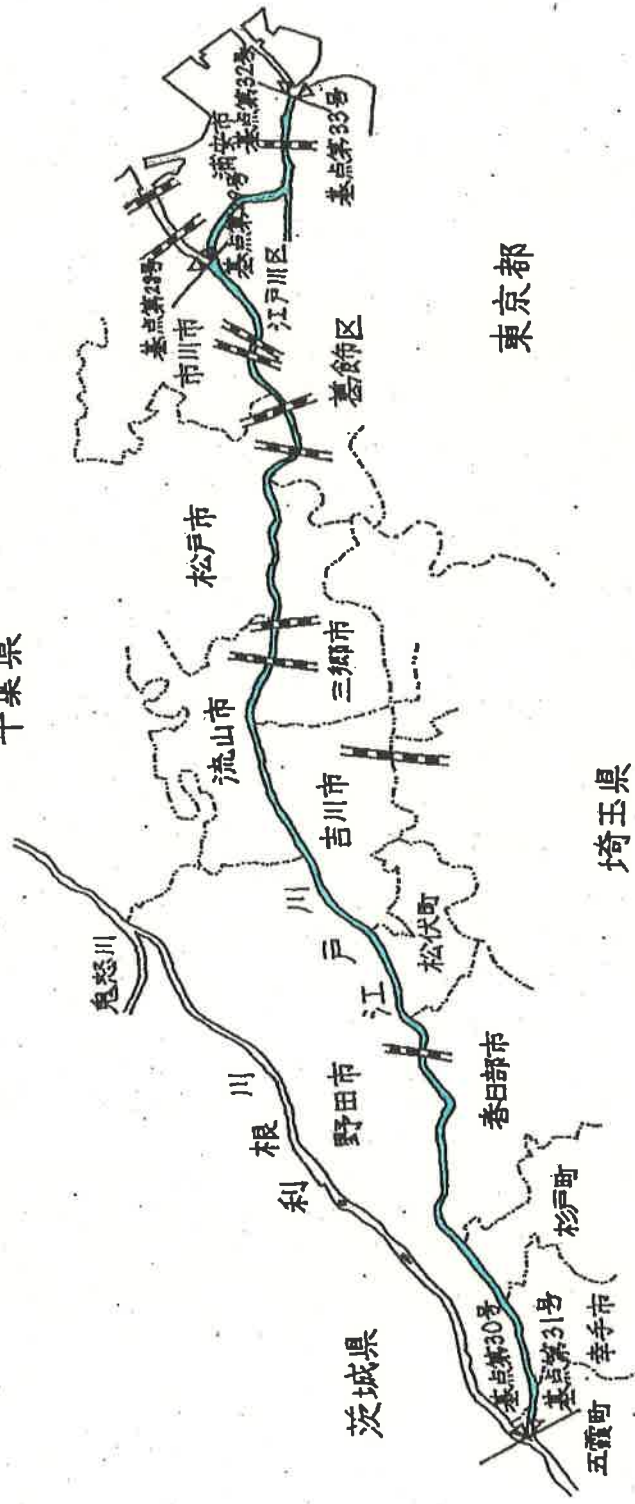
千葉県浦安市、市川市、松戸市、流山市及び野田市の各地先

茨城県猿島郡五霞町地先

漁場の区域
次の基点第28号と基点第29号とを結ぶ線から基点第30号と基点第31号とを結ぶ線までの江戸川の本流、基点第32号と基点第33号とを結ぶ線より上流の旧江戸川の区域及び千葉県野田市関宿町地先の江戸川左岸の高水敷内から江戸川の本流に流入する水路の各区域

- 基点第28号 千葉県市川市箱荷木行徳可動堰上流端 (江戸川左岸)
- 基点第29号 千葉県市川市河原行徳可動堰上流端 (江戸川右岸)
- 基点第30号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端 (江戸川左岸)
- 基点第31号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端 (江戸川右岸)
- 基点第32号 千葉県浦安市富士見三丁目東京電力送電線鉄塔 (旧江戸川左岸)
- 基点第33号 東京都江戸川区南葛西七丁目旧向卯水門跡 (旧江戸川右岸)

千葉県



漁業権の切替えに係る手続きについて

現行の内水面の漁業権の多くは、平成25年度に免許されており、令和5年度に存続期間が満了する。関係都道府県は、切替えに関する手続きを本年度より進めている。

本県内水面の漁業権免許状況

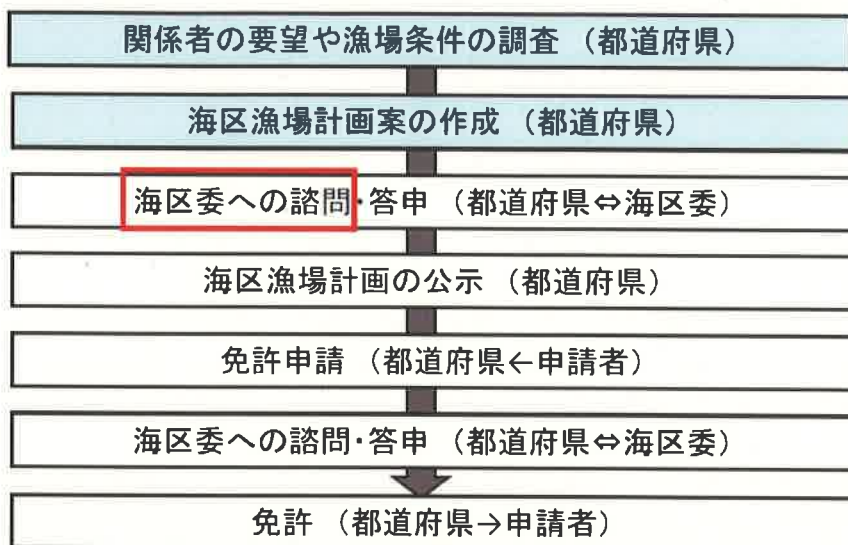
内 容		免 許		存続期間	備 考
		存続期間	件 数		
区画 漁業権	真珠養殖業	10年	3	H31.1.1～ R10.12.31	今回切替え対象外
	魚類養殖業	5年	1	H31.1.1～ R5.12.31	
共同 漁業権	茨城県知事 免許	10年	19	H26.1.1～ R5.12.31	1種6件、5種13件
	東京都知事 免許	10年	1	H25.9.1～ R5.8.31	江戸川 本県 漁業権者無し
	千葉県知事 免許	10年	1	H25.9.1～ R5.8.31	利根川 本県 2漁協に免許
	埼玉県知事 免許	10年	1	H26.1.1～ R5.12.31	中川、権現堂川、渡良瀬川 本県 漁業権者無し

本県に関わる当該漁業権の区域について



漁業権切替えに関する手続きについて（水産庁資料より抜粋）

（海区漁場計画の作成の手続）



※海区は内水面と読み替える

スケジュール

内 容	茨城県	東京都	千葉県	埼玉県
		江戸川	利根川	中川、権現堂川、渡良瀬川
漁業実態・漁業権行使状況・要望等の調査	R4. 5～ R4. 10			
関係者・関係機関との調整 （利害関係人の意見聴取含む）	R4. 6～ R4. 12			
漁場計画案の作成	R4. 12			
漁場計画の内水面漁場管理委員会への諮問・答申（公聴会）	諮問 R5. 2 答申 R5. 4	諮問 R4. 11 答申 R5. 2	諮問 R4. 12 答申 R5. 2	諮問 R5. 2 答申 R5. 4
漁場計画の公示	R5. 4			
免許申請期間	R5. 7～R5. 8			
免許の内水面漁場管理委員会への諮問・答申	R5. 11	R5. 8	R5. 8	R5. 11
免許	R5. 12			
免許の公示	R5. 12			

涸沼におけるヤマトシジミ資源状況



茨城県水産試験場内水面支場

涸沼でとれるシジミはヤマトシジミ

＜日本のシジミ属3種の特徴＞

ヤマトシジミ

セタシジミ

マシジミ



分布

汽水域

淡水(琵琶湖水系)

淡水(小川)

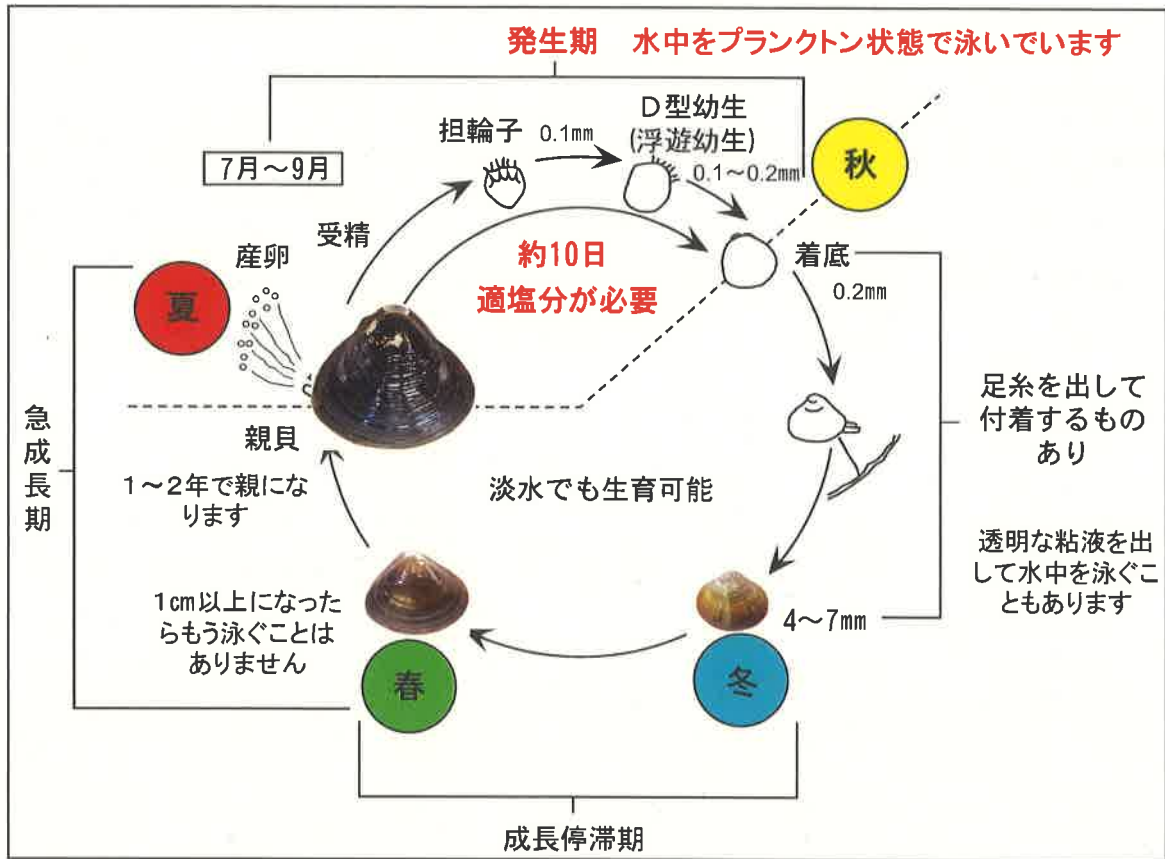
発生

雌雄異体・卵生

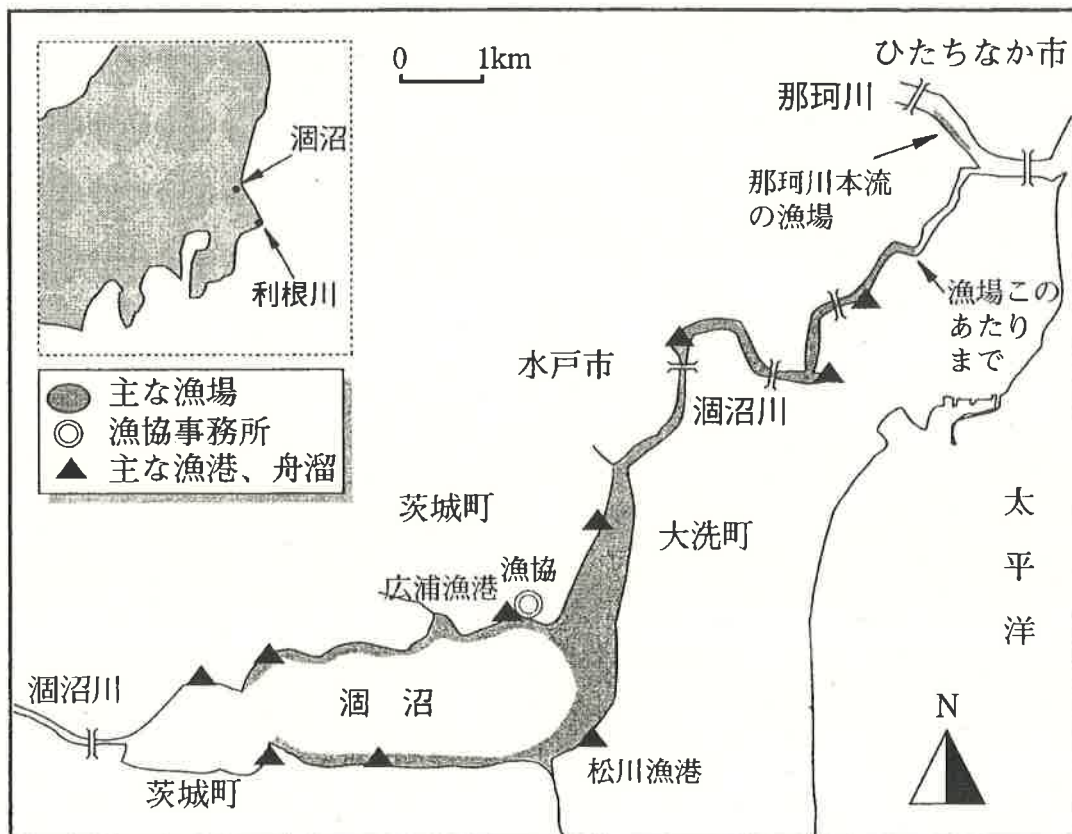
雌雄異体・卵生

雌雄同体・卵胎生

ヤマトシジミの生活史



涸沼のシジミ漁場



涸沼のシジミ漁業管理(自主規制)

シジミ漁法＝全て手掻き(人力のみ)

1人掻き



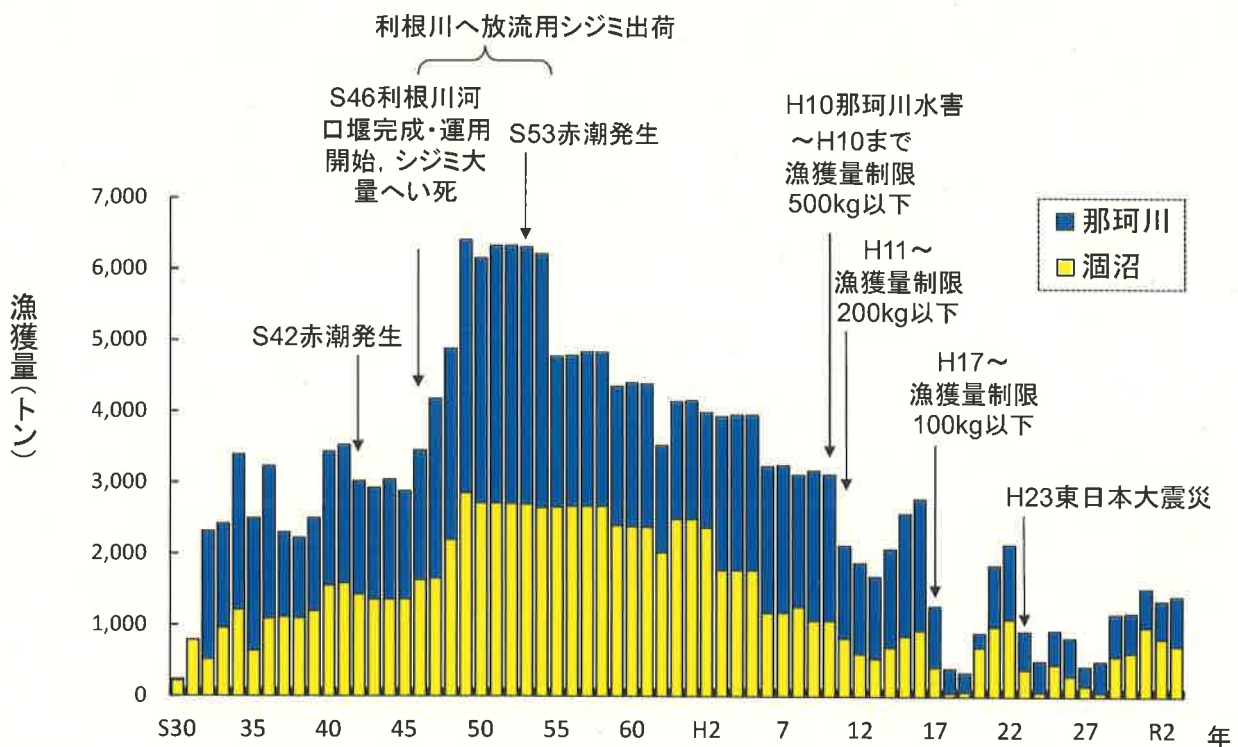
2人掻き(12月10日～3月31日のみ)



その他のシジミ漁業自主規制

- シジミ行使者数: 240名
- 操業日: 土日祝日は休漁
- 操業時間: 1日4時間
- 漁具の目合制限: 12mm以上
- 漁獲量制限: 1日100kg

涸沼・那珂川のシジミ漁獲量の経年変化



出典: 茨城農林水産統計年報, H19年以降は漁協聞き取り値

※ 涸沼川の漁獲量は那珂川に含まれる

内水面支場の取り組み

ヤマトシジミ資源状況調査

(1) 水質環境調査

水温・塩分調査：定点での水温・塩分を連続観測する(周年)

(2) 親貝の成熟状況調査

涸沼・涸沼川で漁獲されたシジミの生殖腺の状態を調査し産卵期を把握する。

(3) シジミ分布状況調査

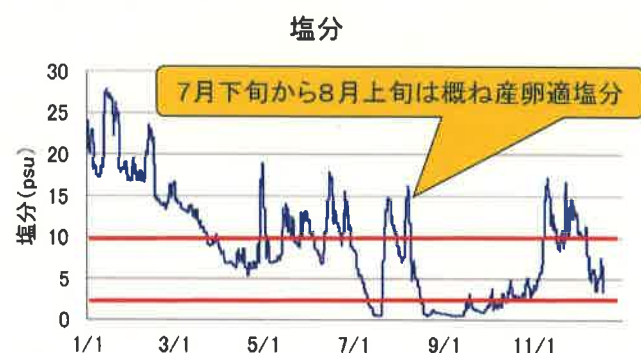
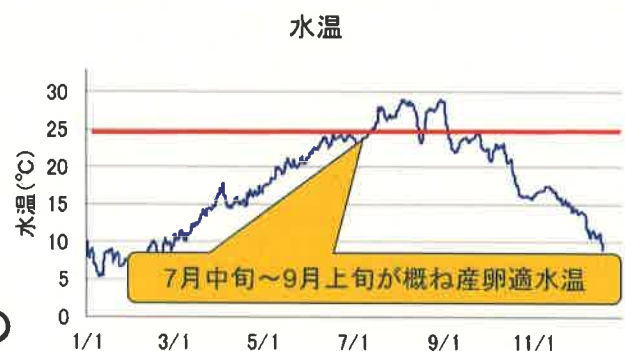
- ① 稚貝発生調査：涸沼・涸沼川において、採泥により稚貝の発生状況を把握する。
- ② 現存量調査：涸沼・涸沼川において、採泥により成貝も含めた現存量を把握する。

水質環境調査(R3年)

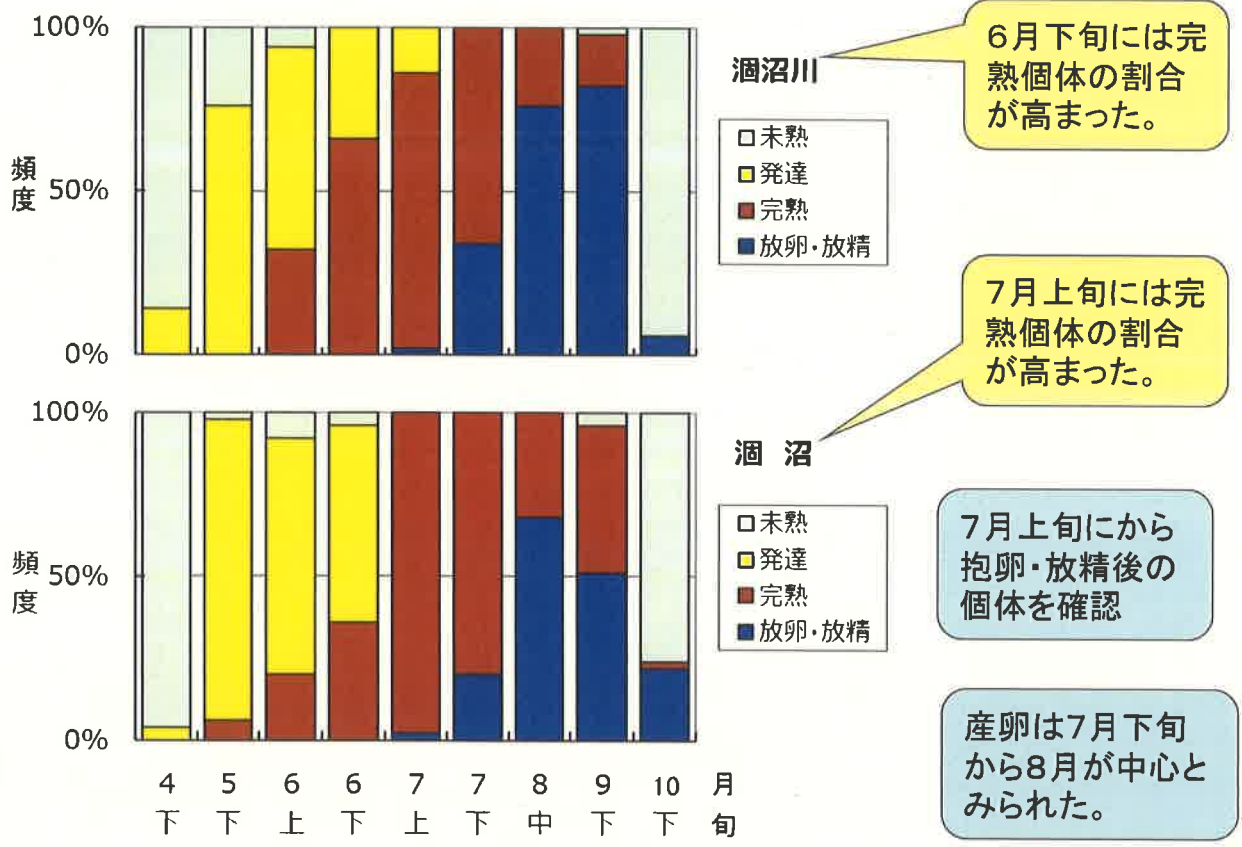


- 水温は、7月中旬から9月上旬の間に25℃以上の値が観測された。
- 水温25℃以上の7月下旬から8月上旬は、塩分が概ね2.5～10psuの範囲で推移していた。

※ シジミの産卵条件
適水温：25℃～31℃(特に27℃～31℃)
適塩分：2.5～10psu



親貝の成熟状況調査(R3年)

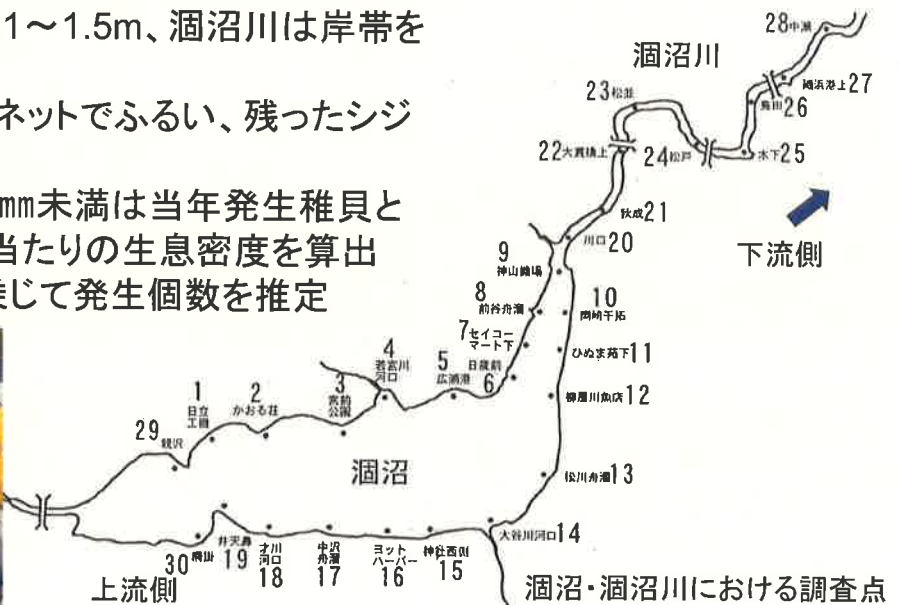


ヤマトシジミの稚貝発生状況調査

平成8年から開始

目的 濁沼・濁沼川におけるヤマトシジミ稚貝の発生状況を把握する

- 方法
- ・毎年秋に濁沼・濁沼川の30地点で採泥 (濁沼は水深1~1.5m、濁沼川は岸帯を中心に採泥)
 - ・目合0.5mmのネットでふるい、残ったシジミを計数
 - ・便宜上殻長6mm未満は当年発生稚貝と見なし、1㎡当たりの生息密度を算出
 - ・生息面積を乗じて発生個数を推定



稚貝分布調査結果 (R3年)



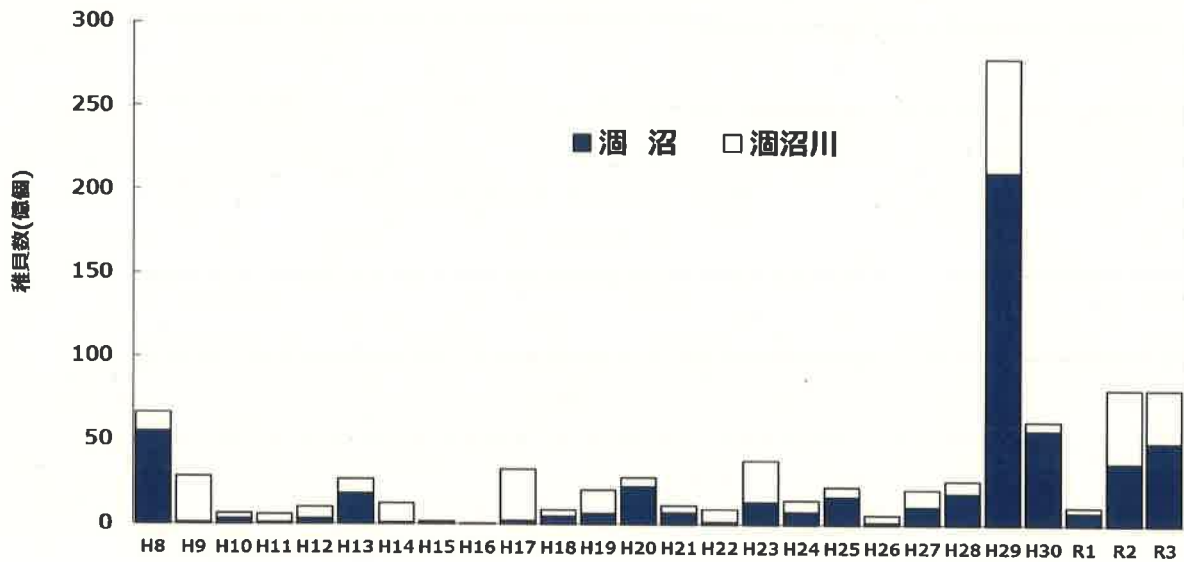
令和3年生まれの稚貝は
広範囲で発生した。

- ◎ 30地点中6地点で5,000個/m²以上
- ◎ 採取数が0(ゼロ)の地点は1点もなかった。
- ◎ 酒沼では北岸より南岸での発生が多かった。



稚貝発生量の推移

※ 分布密度(個/m²)に生息面積を乗じて発生量を推定

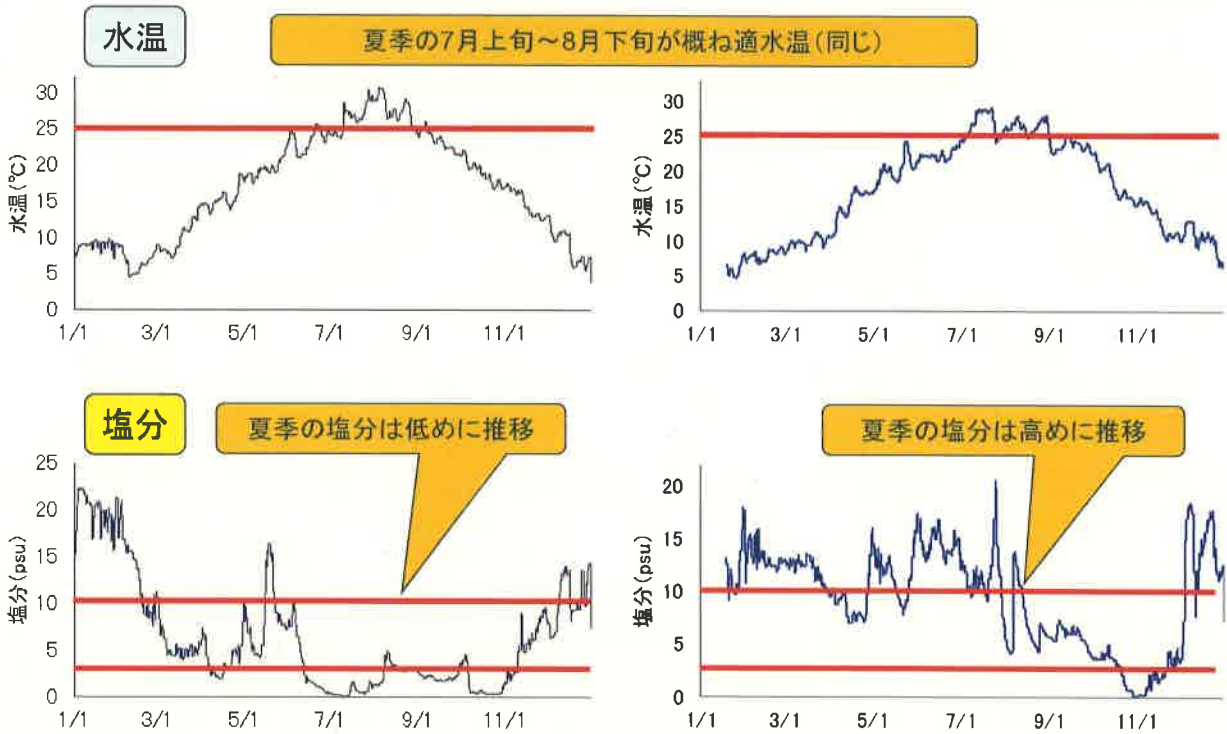


令和3年の稚貝発生量は約81億個で、令和2年と同レベルで高水準の発生量であった！

稚貝発生量が多い年と少ない年の涸沼の環境比較

平成26年(発生少)

平成29年(発生多)



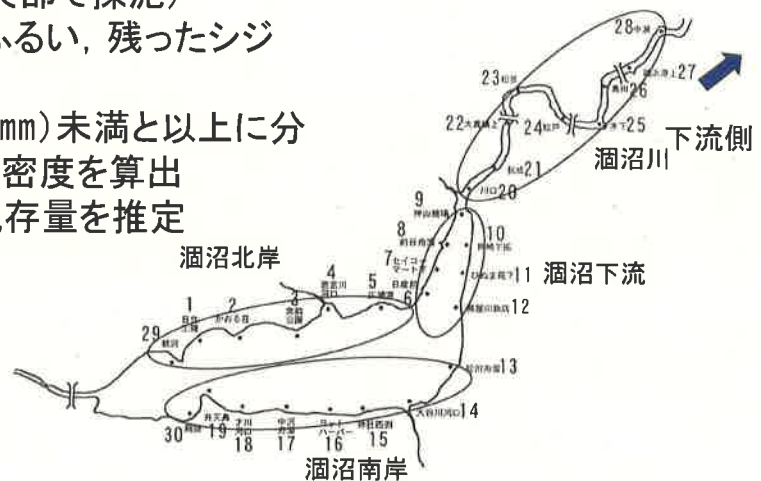
※ヤマトシジミの産卵条件(茨城内水支実験): 適水温 25℃~31℃、適塩分 2.5~10psu

涸沼・涸沼川でのヤマトシジミ現存量調査

平成30年から開始(大涸沼漁協と共同実施)

目的 涸沼・涸沼川におけるヤマトシジミ現存量を把握する

- 方法
- ・シジミの活性が高い夏に涸沼・涸沼川の30地点で採泥(涸沼は水深1~1.5m、涸沼川は岸帯と中央部で採泥)
 - ・目合2mmのネットでふるい、残ったシジミを計数
 - ・漁獲サイズ(殻幅12mm)未満と以上に分け1㎡当たりの生息密度を算出
 - ・生息面積を乗じて現存量を推定



上流側

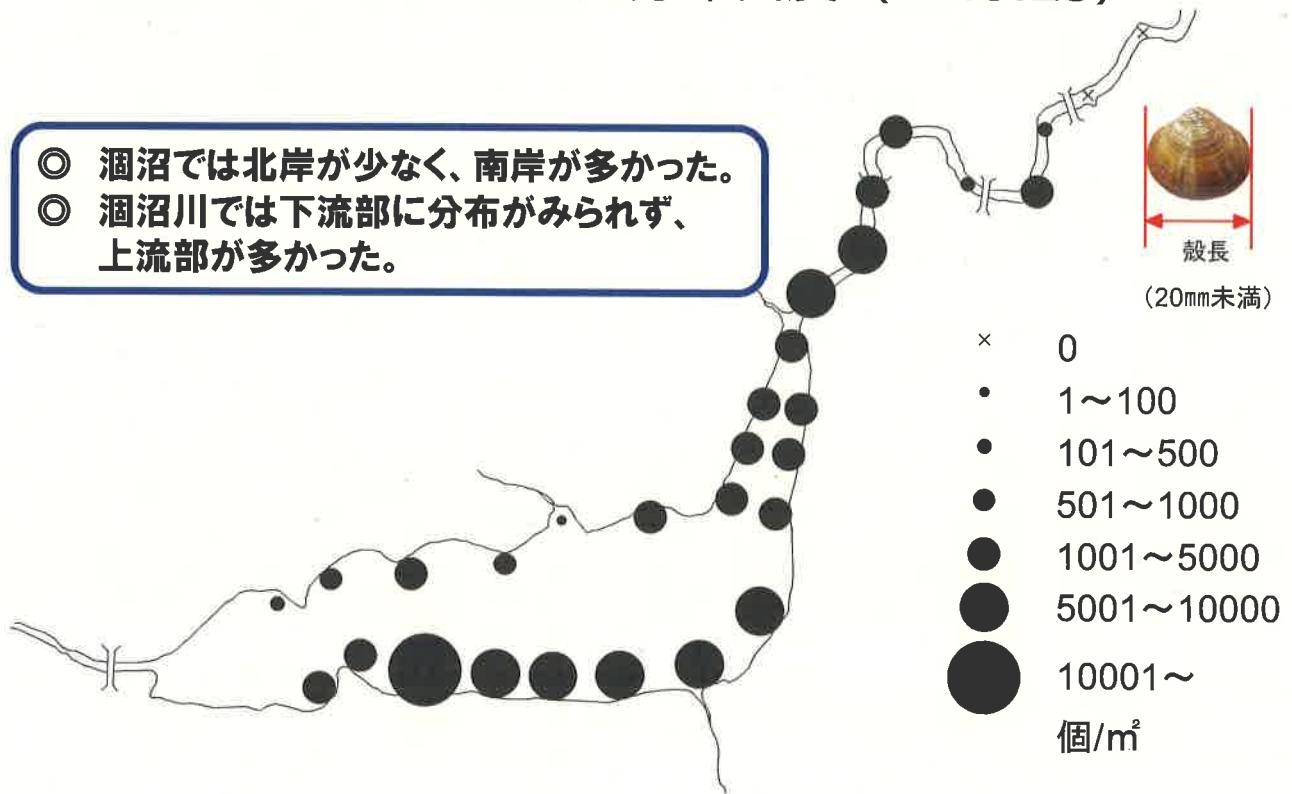
涸沼・涸沼川における調査点

涸沼・涸沼川のヤマトシジミ現存量推定 (R4.8.23)

水域		サイズ別	個数 (百万個)	重量 (トン)
涸沼	北岸	漁獲サイズ未満	476	313
		漁獲サイズ以上	61	249
		合計	538	562
	南岸	漁獲サイズ未満	6,031	3,567
		漁獲サイズ以上	213	757
		合計	6,243	4,324
	下流	漁獲サイズ未満	2,172	2,328
		漁獲サイズ以上	148	420
		合計	2,319	2,748
涸沼全域	漁獲サイズ未満	8,678	6,209	
	漁獲サイズ以上	422	1,425	
	合計	9,100	7,634	
涸沼川	漁獲サイズ未満	1,299	1,570	
	漁獲サイズ以上	212	784	
	合計	1,510	2,354	
涸沼・涸沼川全域	漁獲サイズ未満	9,977	7,778	
	漁獲サイズ以上	634	2,209	
	合計	10,611	9,988	

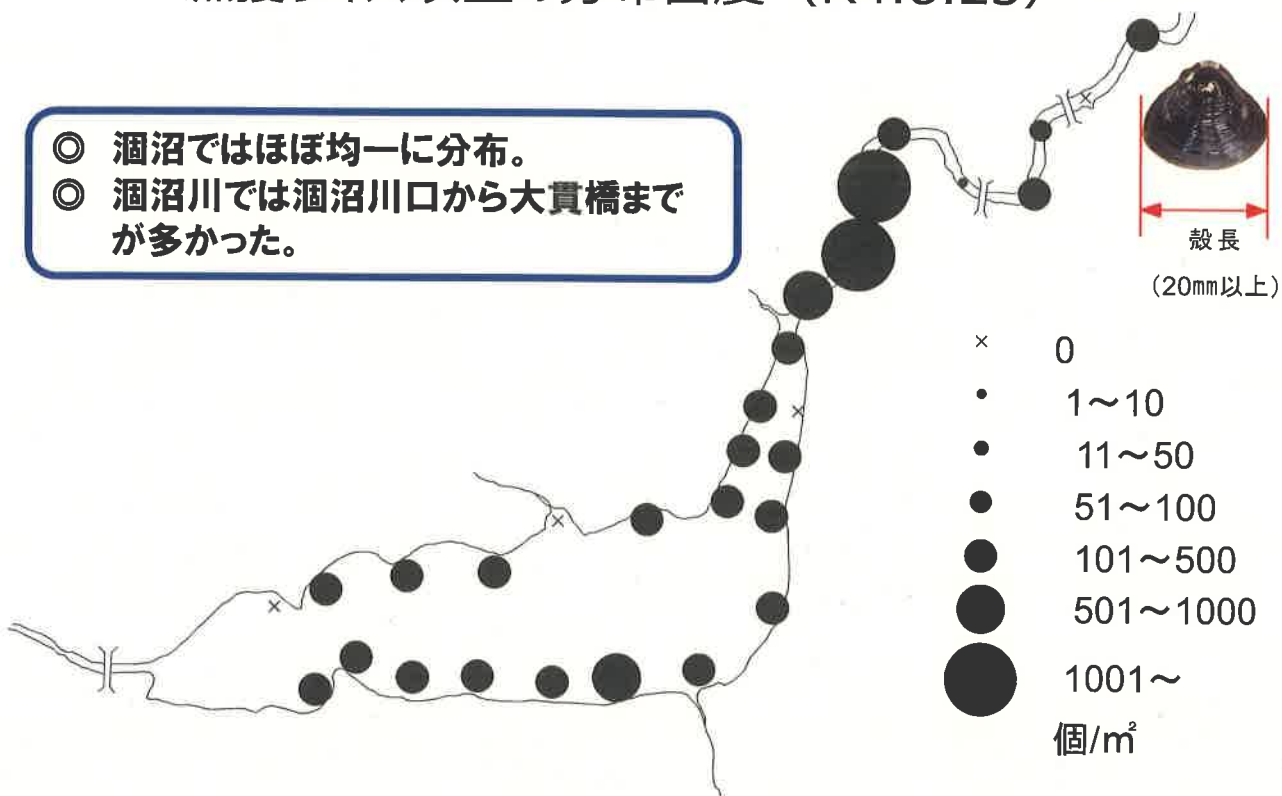
漁獲サイズ未満の小型貝の分布密度 (R4.8.23)

- ◎ 涸沼では北岸が少なく、南岸が多かった。
- ◎ 涸沼川では下流部に分布がみられず、上流部が多かった。

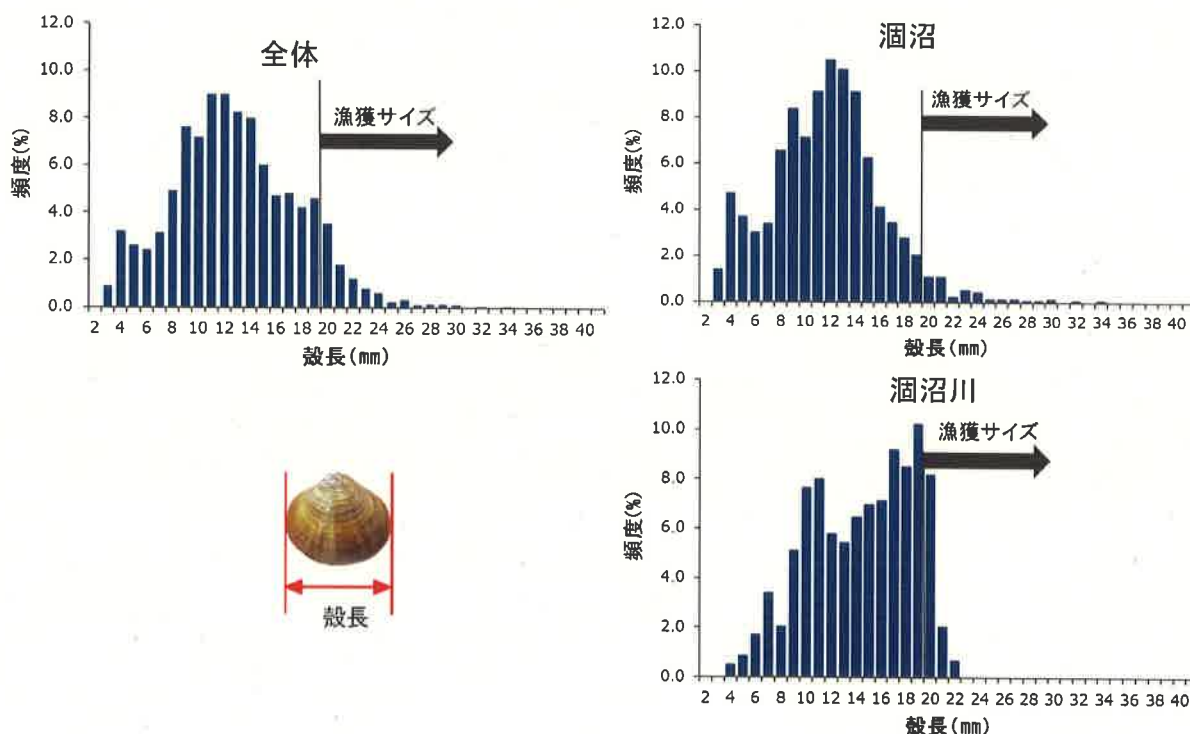


漁獲サイズ以上の分布密度 (R4.8.23)

- ◎ 涸沼ではほぼ均一に分布。
- ◎ 涸沼川では涸沼川口から大貫橋までが多かった。

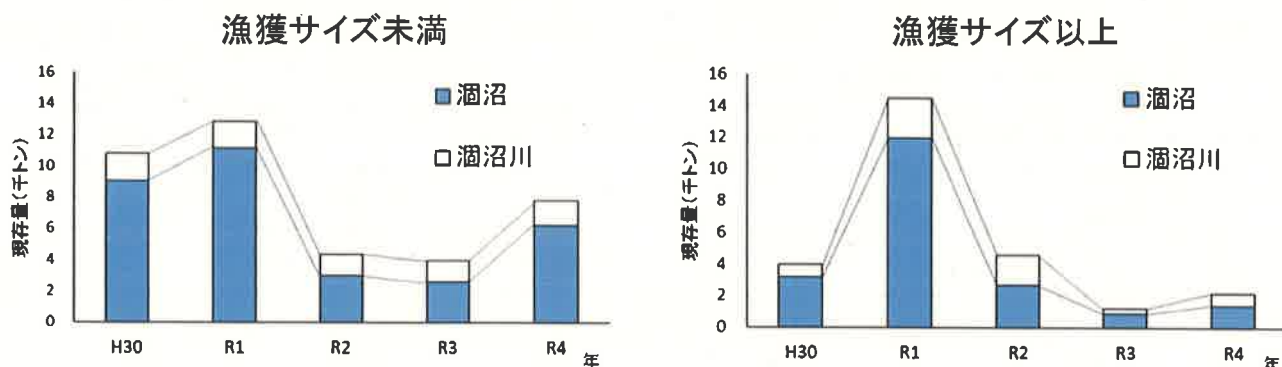


涸沼・涸沼川で採集されたヤマトシジミの殻長組成 (R4.8.23)



涸沼・涸沼川ヤマトシジミの現存量の推移

- 現存量は平成30年から令和元年にかけて増加し、27,300トン
- 令和2年以降は低下したが、令和4年は9,988トンとなり増加



※H30～R2、R4は8月の調査、R3は10月の調査

涸沼での漁協によるシジミ種苗生産への指導



人工採卵(7月頃)



種苗の取り上げと放流
(11月頃)

